



目 次

| 告 示                           | ページ |
|-------------------------------|-----|
| ○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)      | 1   |
| ○平成22年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理課)   | 1   |
| ○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)          | 1   |
| ○公有水面埋立てのしゅん功認可 (漁港漁場課)       | 1   |
| ○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)         | 2   |
| ○道路の供用開始 (2件) ( " )           | 2   |
| ○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)     | 3   |
| 公 告                           |     |
| ○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防政策課) | 3   |
| ○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)    | 3   |
| ○換地処分届出 (津野町) ( " )           | 3   |

告 示

高知県告示第419号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津野町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

| 変 更 前 |     |  | 変 更 後 |      |
|-------|-----|--|-------|------|
| 大字    | 字   | 地番区域                                   | 大字    | 字    |
| 芳生野   | 泉屋式 | 乙3519の1の一部、乙3531の一部、乙3534の3の一部、乙3542の4 | 芳生野   | 旧宮駄馬 |

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。  
2 上記地番は、平成22年3月25日現在の登記簿による。

高知県告示第420号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 男子（平成23年3月及び4月採用予定）
  - 募集期間  
随時（それぞれの試験期日の前日まで（最終期限は、平成22年10月1日（金）））
  - 試験期日  
平成22年9月19日（日）  
平成22年9月25日（土）  
平成22年10月2日（土）
  - 試験場の位置及び名称  
香南市香我美町上分3390 高知駐屯地（第1営舎地区）
- 女子（平成23年3月及び4月採用）
  - 募集期間  
平成22年8月1日（日）から同年9月10日（金）まで
  - 試験期日  
平成22年9月26日（日）
  - 試験場の位置及び名称  
香南市香我美町上分3390 高知駐屯地（第1営舎地区）
- 問い合わせ先  
自衛隊高知地方協力本部  
電話番号088-822-6128  
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第421号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡構原町東川131・134（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第422号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に

より次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、宿毛市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県（高知県知事 尾崎 正直）
- 埋立区域
  - 位置  
宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬325番1から325番3まで、329番、330番2及び797番2地先の公有水面
  - 区域  
次の点1から点10までを順次に直線で結んだ線、点10と点11とを結ぶ平成18年秋分の日の満潮位（D Lプラス2.31メートル）における公有水面と陸地との境界線、点11から点22までを順次に直線で結んだ線及び点22と点1とを結ぶ平成18年秋分の日の満潮位（D Lプラス2.31メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに点23と点24とを直線で結んだ線、点24と点25とを結ぶ平成18年秋分の日の満潮位（D Lプラス2.31メートル）における公有水面と陸地との境界線、点25と点26とを直線で結んだ線及び点26と点23とを直線で結んだ線により囲まれた区域  
 点1 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から357度23分18秒29.47メートルの地点  
 点2 点1から33度21分50秒16.80メートルの地点  
 点3 点2から123度21分50秒1.50メートルの地点  
 点4 点3から33度21分50秒2.70メートルの地点  
 点5 点4から303度21分50秒1.50メートルの地点  
 点6 点5から33度21分50秒17.30メートルの地点  
 点7 点6から123度21分50秒1.50メートルの地点  
 点8 点7から33度21分50秒2.70メートルの地点  
 点9 点8から303度21分50秒1.50メートルの地点  
 点10 点9から33度21分50秒17.14メートルの地点  
 点11 点10から134度10分12秒4.14メートルの地点  
 点12 点11から182度57分49秒6.87メートルの地点  
 点13 点12から114度08分39秒1.10メートルの地点  
 点14 点13から203度54分53秒10.25メートルの地点  
 点15 点14から203度19分42秒0.44メートルの地点  
 点16 点15から244度58分06秒5.32メートルの地点  
 点17 点16から205度53分48秒5.08メートルの地点  
 点18 点17から205度57分25秒10.08メートルの地点  
 点19 点18から207度32分23秒10.05メートルの地点

- 点20 点19から207度33分18秒4.64メートルの地点
- 点21 点20から303度21分50秒5.02メートルの地点
- 点22 点21から213度35分15秒5.40メートルの地点
- 点23 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から15度11分30秒83.52メートルの地点
- 点24 点23から44度40分32秒2.13メートルの地点
- 点25 点24から134度40分32秒1.04メートルの地点
- 点26 点25から224度40分32秒2.13メートルの地点

(3) 面積

481.73平方メートル

- 3 埋立地の用途  
漁港施設用地
- 4 埋立免許年月日及び埋立免許番号  
平成19年11月13日  
高知県指令19高漁港第268号
- 5 しゅん功認可年月日  
平成22年5月19日

高知県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

| 区 間                                    | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 香南市香我美町山北字鎌田824番1から香南市香我美町山北字鎌田827番4まで | 前      | 3.1<br>} 6.4    | 45            |
|  | 後      | 6.6<br>} 10.4   | 45            |

高知県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

| 区 間   | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡四万十町打井川字竹屋敷1470番2から高岡郡四万十町打井川字幸助谷1714番13まで | 前      | 3.1<br>} 28.1   | 460           |
|   | 後      | 6.8<br>} 53.7   | 460           |

高知県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

| 区 間                                    | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 安芸市畑山字芝居乙1071番5                        | 前      | 5.0<br>} 8.0    | 37            |
|  | 後      | 8.0<br>} 10.0   | 37            |
| 安芸市畑山字芝居乙1071番5地先から安芸市畑山字芝居乙1071番8地先まで | 前      | 5.4<br>} 11.4   | 36            |
|  | 後      | 6.0<br>} 36     | 36            |

|                                      |   |               |    |
|--------------------------------------|---|---------------|----|
|                                      |   | 11.4          |    |
| 安芸市安芸ノ川字松王甲954番3から安芸市安芸ノ川字松王甲953番3まで | 前 | 4.0<br>} 8.6  | 29 |
|                                      | 後 | 8.0<br>} 20.0 | 29 |

高知県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                 | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日   |
|--|---------------|-----------|
| 香南市香我美町山北字鎌田824番1から香南市香我美町山北字鎌田827番4まで | 45            | 平成22年7月2日 |

高知県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

| 供用開始区間         | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日   |
|----------------|---------------|-----------|
| 安芸市畑山字芝居乙1071番 | 37            | 平成22年7月2日 |

|  |    |           |
|--|----|-----------|
| 5  |    | 日         |
| 安芸市畑山字芝居乙1071番<br>5地先から<br>安芸木畑山字芝居乙1071番<br>8地先まで | 36 | 平成22年7月2日 |
| 安芸市安芸ノ川字松王甲<br>954番3から<br>安芸市安芸ノ川字松王甲<br>953番3まで   | 29 | 平成22年7月2日 |

高知県告示第428号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

| 地名                   | 地番    | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|----------------------|-------|--------------|--------------|----|
| 香南市野市<br>町西野字チ<br>ノ丸 | 750番5 | 6.15         | 88.55        |    |
|                      | 750番2 | 6.17         |              |    |
|                      | 752番5 | 6.00         |              |    |
|                      | 749番4 | 4.91         |              |    |
|                      | 745番4 | 4.91         | 5.12         |    |

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

| 講習の実施日及び実施場所             | 講習の種別及び実施時間 |              |
|--------------------------|-------------|--------------|
|                          | 給油取扱所       | その他          |
| 平成22年8月18日（水）<br>中土佐交流会館 | 午前9時から正午まで  | 午後1時から午後4時まで |

|                                |   |              |
|--------------------------------|---|--------------|
| 平成22年8月19日（木）<br>四万十市立文化センター   | 〃 | 〃            |
| 平成22年8月20日（金）<br>〃             | 〃 |              |
| 平成22年8月23日（月）<br>高知県立人権啓発センター  | 〃 | 午後1時から午後4時まで |
| 平成22年8月24日（火）<br>〃             | 〃 | 〃            |
| 平成22年8月25日（水）<br>〃             | 〃 | 〃            |
| 平成22年8月30日（月）<br>安芸市総合社会福祉センター | 〃 | 〃            |

- 備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
- 2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
- 2 講習の受講の申請手続
- (1) 受講申請書の配布  
受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。
- (2) 受講申請書の提出先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内  
高知県危険物安全協会
- (3) 受講申請書の受付期間  
受講申請書は、平成22年8月2日（月）から同月12日（木）までの間に受け付ける。
- (4) 講習の受講手数料  
受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書にはり付けて納入すること。
- 3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内  
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

|      |       |               |
|------|-------|---------------|
| 役名   | 氏名    | 住所            |
| (退任) |       |               |
| 理事   | 中澤 博  | 香南市吉川町吉原727   |
| (就任) |       |               |
| 理事   | 田淵 貞夫 | 香南市吉川町吉原430-2 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北川村南部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

|      |       |                |
|------|-------|----------------|
| 役名   | 氏名    | 住所             |
| (退任) |       |                |
| 理事   | 井津 信廣 | 安芸郡北川村野友甲 812  |
| 〃    | 手島 誠幸 | 〃 〃 〃 甲 159    |
| 〃    | 野中 孝弘 | 〃 〃 〃 甲 1011-1 |
| 〃    | 瀧渦 涉  | 〃 〃 〃 甲 625    |
| 〃    | 和田 功  | 〃 〃 〃 甲 1492   |
| 監事   | 宮内 章  | 〃 〃 〃 甲 864-1  |
| 〃    | 田村 龍雄 | 〃 〃 〃 甲 722    |
| (就任) |       |                |
| 理事   | 井津 信廣 | 安芸郡北川村野友甲 812  |
| 〃    | 手島 誠幸 | 〃 〃 〃 甲 159    |
| 〃    | 野中 孝弘 | 〃 〃 〃 甲 1011-1 |
| 〃    | 瀧渦 涉  | 〃 〃 〃 甲 625    |
| 〃    | 和田 功  | 〃 〃 〃 甲 1492   |
| 監事   | 宮内 章  | 〃 〃 〃 甲 864-1  |
| 〃    | 田村 龍雄 | 〃 〃 〃 甲 722    |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、津野町から津野地区（旧宮換地区）の換地処分を平成22年6月7日に行った旨の届出があった。

平成22年7月2日

高知県知事 尾崎 正直